

工場立地に関する手続き等のご案内

工場の新設や増設に伴って土地や建物が一定の規模以上になる場合は、工場立地法の規制対象となり、事前に届出を行うことを義務づけています。届出等の手続きは一度の申請に限らず、その後も変更事由が生じた場合は、工事等の前に変更届出の手続きが必要となるものがあります。工場立地法をはじめ、自社の事業に関係する手続き漏れ等がないか再確認を行うとともに、社内周知を行っていただきますようお願いいたします。

茅野市では工場立地法に関する市準則を条例で定め、**緑地面積率等の基準を緩和しました。**
(令和6年4月1日施行)

工場立地法について

工場立地法は、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表およびこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としており、**生産施設、緑地および環境施設の敷地面積に対する割合が定められています。**

届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所、太陽光発電所を除く）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 または 建築面積 3,000 m²以上

上記の内容で、新しく特定工場を設置する場合、または既存の工場を増設することにより特定工場になる場合は、事前に工場立地法に基づく届出が必要になります。

工場立地に関する準則（市の準則）

特定工場が立地する区分に応じて、以下のとおり定めています。（茅野市の準則）

	住居・商業地域	準工業地域	工業地域 用途地域の定めのない地域
生産施設面積率	30～65%以下 ^{※1}		
緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上
	重複緑地 ^{※2} 算入率（敷地面積×緑地面積率）50%まで		
環境施設面積率	25%以上	15%以上	10%以上

※1 業種によって 30、40、45、50、55、60、65%のいずれかになります。

※2 重複緑地とは、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する部分のこと（例：緑化駐車場）

【対象施設の定義】

- 生産施設 製造業における物品の製造工程等を形成する機械または装置が設置される建築物
屋外の機械または装置などの生産プラント
(ただし、事務所、研究所、食堂等で独立の建築物、並びに倉庫、置き場、タンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設に含まれません。)
- 緑地 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
低木、芝、その他の地被植物で表面が被われている土地、または建築物屋上等緑化施設
- 環境施設 環境施設 = 緑地 + 緑地以外の環境施設
(緑地以外の環境施設とは、噴水、池などの修景施設、屋外運動場、広場、教養文化施設、雨水浸透施設等)

工場立地法の届出の時期

- 新設または変更に係る届出の場合
工事着工予定日の90日以上前
(実施制限期間の短縮申請を行い、認められた場合は工事着工予定日の30日前まで短縮することができます。)
- 名称変更、承継、廃止に係る届出の場合
事実発生後速やかに届け出てください。

工場立地法の届出について

○届出が必要な場合

届出の種類	届出事項
新設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新しく特定工場を設置する場合 ◆ 既存の工場を増設または敷地面積を増加することにより特定工場になる場合 ◆ 業種変更により、特定工場に該当する場合
変更	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存工場^{※1}で特定工場の要件を満たす規模の工場が、以下の変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ①製品 ②敷地面積、建築面積、生産施設、緑地及び環境施設の面積 ③環境施設の配置 ◆ 既に工場立地法に基づく届出を行ったことのある者が、上記（①～③）の変更を行う場合（軽微な変更の場合、届出は必要ありません）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既に工場立地法に基づく届出を行ったことのある者で、氏名または名称及び住所を変更する場合（社長等の代表者が変更する場合、届出は必要ありません）
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工場立地法に基づく届出を行っている者から当該特定工場を譲渡、借受、相続、合併または分割による届出者の地位の承継をする場合

※1 既存工場とは、工場立地法施行前（昭和49年6月28日）から設置されていた工場のこと

次のような場合も、変更の届出が必要となります。

- ・ 工場敷地の一部を売却、又は工場敷地の買い増しする場合
- ・ 既存生産施設の一部又は全部を土台から取り壊して、該当部分を新たに設置し直す場合（スクラップ&ビルド）
（例えば、1階の建屋を取り壊し、その跡地に2階建ての工場を建設する場合）

○届出が不要な場合

- ・ 特定工場における建築面積の変更で、生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない場合（例えば、空地に倉庫、事務所を配置する場合）
- ・ 生産施設の修繕による面積の変更で、修繕に係る部分の面積の合計が、30㎡未満の場合
- ・ 生産施設の撤去のみを行う場合
- ・ 緑地または緑地以外の環境施設の増設を行う場合

準則不適合等の場合

準則不適合の場合は**勧告** → 勧告に従わない場合は**変更命令** → 命令に違反した場合は**罰則**の規定があります。

工場立地法に関する詳細や届出のダウンロードは、茅野市ホームページをご参照ください。
また、工場立地法に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】茅野市 産業経済部 商工課 工業・産業振興係
Tel:72-2101(内線 433) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp



その他、工場立地に伴う法規制について

新たな事業展開等で工場を新設または増設する場合、土地利用に関して各種法令等に基づく手続きが必要となります。その一例を掲載しますので、詳細は各お問い合わせ先にご相談ください。

手続き	関係法令又は茅野市条例	内容	問い合わせ先
林地開発の許可	森林法	森林内において1haを超える開発行為を行う場合	諏訪地域振興局林務課
	森林経営計画	森林や立木の伐採をする場合（伐採届）	茅野市農林課
農地転用の許可	農地法	農地に新規立地する場合	茅野市農業委員会
開発行為の許可	都市計画法	3千㎡を超える開発行為を行う場合	茅野市都市計画課
	茅野市生活環境保全条例	3千㎡以上の土地の形状変更及び観光開発 高さ2mを超える盛土又は切土を伴う土地の形状変更	茅野市環境課

その他、公有地の拡大の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法などの関連法令があります。